

西尾市教育委員会会議録

招 集 日 時	令和2年2月12日(水) 午前10時		
開 会 場 所	市役所 41会議室		
開 会 時 間	午前10時	閉 会 時 間	午前11時50分
教 育 長	稲垣 寿		
出 席 委 員	平岡 将暢 高須 京子 武内 基亘 尾崎 まゆみ		
欠 席 委 員			
委員会出席者	教育部長 永谷和夫、教育部次長 内藤貴久、教育庶務課長 原田高行、学校教育課長 伊藤嘉樹、教育庶務課主幹 石川 裕、学校教育課主幹 鈴木貴之、生涯学習課長 筒井清人、スポーツ課長 味岡淳、文化振興課主幹 石川浩治、教育庶務課主任主査 木下政之、判治康成		
議 題	<p>1 会議録署名委員の指名について</p> <p>2 前回会議録の承認について</p> <p>3 報告事項 (1) 教育長報告 (2) 教育部長報告</p> <p>4 議案審議</p> <p>議案第 1号 西尾市都市公園内体育施設の管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について【スポーツ課】</p> <p>議案第 2号 西尾市都市公園内体育施設の管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について【スポーツ課】</p> <p>議案第 3号 西尾市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について【教育庶務課】</p> <p>議案第 4号 西尾市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則の制定について【教育庶務課】</p> <p>議案第 5号 西尾市教育委員会事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則の制定について【教育庶務課】</p> <p>議案第 6号 西尾市教育委員会決裁規程の一部を改正する規程の制定について【教育庶務課】</p> <p>議案第 7号 西尾市学校給食運営協議会規則の制定について【教育庶務課】</p> <p>議案第 8号 西尾市教育支援委員会規則の制定について【学校教育課】</p> <p>議案第 9号 西尾市生涯学習推進員会規則の制定について【生涯学習課】</p> <p>議案第10号 西尾市スポーツ推進計画策定委員会規則の制定について【スポーツ課】</p> <p>議案第11号 西尾市ふれあい広場指定管理者評価委員会規則の制定について【スポーツ課】</p> <p>議案第12号 西尾市子ども読書推進委員会規則の制定について【図書館】</p> <p>議案第13号 西尾市社会教育指導員設置に関する規則を廃止する規則の制定について【生涯学習課】</p> <p>議案第14号 西尾市社会教育指導員の任用に関する取扱要綱の制定について【生涯学習課】</p>		

- 議案第15号 西尾市体育施設の管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について【スポーツ課】
- 議案第16号 西尾市適応指導教室設置要綱の制定について【学校教育課】
- 議案第17号 西尾市日本語初期指導教室設置要綱の制定について【学校教育課】
- 議案第18号 西尾市立学校経営交付金事務取扱要綱の制定について【学校教育課】

5 その他

- (1) 令和2年度の主要な教育施策について【教育庶務課】
- (2) 給食調理業務等の民間委託の検討について【教育庶務課】
- (3) 令和元年度前期西尾市ふれあい広場指定管理者管理運営状況評価調書について【スポーツ課】

添付書類 教育委員会名義使用 14件

会 議 の 顛 末

<p>教育長</p>	<p>開会の辞</p> <p>ただいまから西尾市教育委員会2月定例会を開会いたします。</p> <p>議事進行は、あらかじめ配布されております、会議日程に基づいて進めさせていただきます。</p>
	<p>1 会議録署名委員の指名</p>
<p>教育長</p>	<p>会議録の署名委員は、平岡委員、尾崎委員 を指名します。</p>
	<p>2 前回会議録の承認</p>
<p>教育長</p>	<p>前回定例会の会議録につきましては、すでに委員の皆様方のお手元に送付してございますが、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。</p> <p>承認してもよろしい方は、挙手をお願いします。</p> <p>(挙手 全員)</p> <p>それではご異議なしと認め、前回定例会の会議録については、原案どおり承認することといたします。</p>
	<p>3 報告事項</p>
<p>教育長</p>	<p>(1) 教育長報告</p> <p>数日前から俄かに冬本番となりました。沈静化しつつあったインフルエンザの蔓延や新型肺炎の拡散も心配されるところです。</p> <p>本日は1点についてのみお話します。学校教育にかかわる状況についてです。</p> <p>来年度から新学習指導要領の全面实施というこのタイミングに、国は、在校時間の上限を教育委員会規則に位置づけることや、変形労働時間制の導入を拙速に進めようとしています。また、一人一台のタブレット導入についても学習指導要領で示された目標を越えた、過剰な先行配備のように思われてなりません。不登校、発達障害、アレルギー対応、複雑化する家庭環境等々、山積する問題に人手が不足する学校現場の実情に鑑みるなら、この施策展開には理解しがたい側面があるものの、それらの施策は補助金と紐づけられており、地方自治体としては勘案せざるを得ない事案となっています。</p> <p>このような状況の中で、教員の仕事に対するモチベーション低下が心配されます。とりわけ児童生徒の成長に喜びを見出し、人一倍の教育愛と専門職としての自負を持って学校を支えているような教員たちにとっては深刻ではないかと危惧されます。</p> <p>「車掌の本分」という短編があります。以前、中3の国語教科書にも掲載されたことがあります。遊園地の周回コースを走るおサル汽車の話です。サルが、運転手と車掌を見事に務める汽車は、連日大人気でした。遊園地の社長は、汽車の運航数をどんどん増やしました。それでもさばき切れなくなった客に対応するため、客車も日増しに長くつなげていきました。そしてついに、周回コースのほとんどを客車が埋めることになりました。その朝のこと、それまで、ハードスケジュールにも全くへこたれなかったベテランの車掌が突然働かなくなってしまう。飼育員は、あまりの酷使にサルがノイローゼになってしまったと社長に訴えます。それを横目に車掌は独り言ちます。「そんなことではないのだ。車掌の仕事とは、本来車両の一番後ろから乗客を見守るべきなのに、今はわしの後ろに運転手がおる。・・・」</p> <p>学校現場の実情から乖離した働き方改革が横行し、勤務時間の縮減や公務の能率</p>

	<p>化が最上位目標に勘違いされることのないように、教育本来の価値と在り方を再確認していきたいと思えます。</p>
教育長	<p>続きまして（２）教育部長報告をお願いします。</p>
教育部長	<p>（２）教育部長報告</p> <p>私からは、２点ご報告させていただきます。</p> <p>１点目は、西尾市議会３月定例会の会期日程についてです。</p> <p>お手元にお配りした３月定例会会期日程をご覧ください。</p> <p>２月２５日の火曜日に開会し、３月２３日の月曜日までの２８日間となります。</p> <p>初日には市長による令和２年度の施政方針演説があり、翌２６日には施政方針に対する質問があります。一般質問は２月２７日から３月２日までの３日間が予定されています。関係する文教委員会は３月５日に開催されます。</p> <p>教育委員会関係の提出議案は、本日の議案第１号の条例改正、３月補正予算、そして令和２年度当初予算です。</p> <p>一般質問及び施政方針に対する質問は明日１３日まで受け付けしており、今回も多くの質問が予定されておりますので、きちんと準備をして、しっかりと答弁してまいります。</p> <p>２点目は、「教育大綱」についてです。</p> <p>法律において、市長により策定が義務付けられている「大綱」ですが、現在は平成２７年５月の総合教育会議において、教育基本法に基づき策定した「教育振興基本計画」を大綱に代えて位置付けをしております。</p> <p>現在の教育振興基本計画は今年度で終期を迎えますが、教育行政における各種個別計画が策定されている現状から、来年度以降の計画の改定は行わないこととしました。</p> <p>このため、市長により新たに大綱を定める必要があります。</p> <p>現在、市の最上位計画となる「第７次西尾市総合計画」の教育関連分野を基本として大綱を策定中ですが、最終的には３月１１日に予定されている総合教育会議において、市長から提案された大綱案について教育委員会と協議調整を行うこととなりますので、よろしく願いいたします。</p> <p>私からは以上です。</p>
教育長	<p>日程３を終わります。</p> <p>日程４、議案審議を議題とします。</p> <p>「議案第１号 西尾市都市公園内体育施設の管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」と「議案第２号 西尾市都市公園内体育施設の管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について」は、関連がありますので、一括して提案理由の説明をお願いします。</p>
スポーツ課長	<p>ただいま、議題となりました議案第１号 西尾市都市公園内体育施設の管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由のご説明を申し上げます。１ページをご覧ください。</p> <p>コミュニティ公園体育館は、耐震性が低く令和２年７月１日をもちまして、使用を中止いたしますので、その中止に伴うことによる条例改正であります。</p> <p>また、体育館の使用中止に伴い東側に隣接しております研修室につきましても、体育施設としての使用は中止となります。</p>

	<p>2ページをご覧ください。こちらが改正文となっております。</p> <p>また、新旧対照表が3ページと4ページにございますのでご覧ください。</p> <p>改正内容は、別表第4のコミュニティ公園体育館使用料の表をすべて削り、別表第5を繰り上げ別表第4とするものでございます。</p> <p>続きまして、関連規則であります議案第2号西尾市都市公園内体育施設の管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則の制定につきましてご説明いたします。</p> <p>6ページをご覧ください。こちらが改正文となっております。</p> <p>別表第1にございますコミュニティ公園体育館及び体育館と研修室の表を削り、別表第2ではコミュニティ公園体育館の表を削りました。</p> <p>なお、施行日につきましては、条例及び規則ともにコミュニティ公園体育館及び研修室の使用を中止いたします令和2年7月1日でございます。</p> <p>以上、議案第1号及び議案第2号の提案理由の説明とさせていただきます。</p> <p>よろしくご審議いただきますようお願いいたします。</p>
教育長	提案理由の説明は終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。
教育長	<p>特に質疑もないようでありますから、これをもって質疑を終わります。</p> <p>これより議案第1号を採決します。</p> <p>本案は、原案どおり承認することに、ご異議はありませんか。よろしい方は、挙手をお願いします。</p> <p>(挙手 全員)</p> <p>ご異議なしと認め本案は、原案どおり承認いたします。</p>
教育長	<p>続きまして、議案第2号を採決します。</p> <p>本案は、原案どおり承認することに、ご異議はありませんか。よろしい方は、挙手をお願いします。</p> <p>(挙手 全員)</p> <p>ご異議なしと認め本案は、原案どおり承認いたします。</p>
教育長	<p>引き続きまして、「議案第3号 西尾市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について」、「議案第4号 西尾市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則の制定について」、「議案第5号 西尾市教育委員会事務局の補助執行に関する規則の一部を改正する規則の制定について」及び「議案第6号 西尾市教育委員会決裁規程の一部を改正する規程の制定について」は、関連がありますので、一括して提案理由の説明をお願いします。</p>
教育庶務課長	<p>ただ今議題となりました議案第3号から議案第6号について、関連がありますので、一括してご説明申し上げます。</p> <p>改正する理由は、令和2年度の行政組織改革により、教育委員会に属するスポーツや文化振興の事務の一部を市長部局である交流共創部で補助執行することとなったため、関係する規則及び規程を改正したいとするものでございます。</p> <p>はじめに、西尾市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について、ご説明申し上げます。</p> <p>資料1 1ページの新旧対照表をご覧ください。</p> <p>第2条、(組織)の改正は、スポーツ課と文化振興課を削り、新たに文化財課を加えるものでございます。</p> <p>第2条の3、(室の設置)は市史編さん室の設置課を文化財課とするものでござ</p>

います。

別表第1の改正はスポーツ課の事務分掌を削り、文化振興課の事務分掌のうち一部を削るとともに文化財課に改正するものであり、また、学校教育課の事務分掌に学校体育に関するものを加えるものでございます。

最後に、附則でございますが、令和2年4月1日から施行したいとするものでございます。

続きまして、西尾市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則について、ご説明申し上げます。

資料15ページの新旧対照表をご覧ください。

別表の改正は往復文書の文書記号において、スポーツ課の項を削るとともに、文化振興課を文化財課に改正するものでございます。

附則でございますが、令和2年4月1日から施行したいとするものでございます。

続きまして、西尾市教育委員会事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則について、ご説明申し上げます。

資料20ページ新旧対照表をご覧ください。

第3条の次に第4条として交流共創部に補助執行させる事務分掌を加えるもので、基本的に事務組織規則において削った事務分掌をそのまま移行したものでございます。

附則でございますが、令和2年4月1日から施行したいとするものでございます。

続きまして、西尾市教育委員会決裁規程の一部を改正する規程について、ご説明申し上げます。

資料28ページ新旧対照表をご覧ください。

別表第1の人事関係の改正につきましては、市の決裁規程の改正に合わせ、改正するものでございます。

別表第2の教育庶務課と学校教育課の部の改正につきましては、学校医等の事務が教育庶務課から学校教育課に移管されたことによる改正と文言の整理、また、幼稚園の項を削るものでございます。

また、同表スポーツ課の部はすべて削り、文化振興課の部の文化芸術と団体の項を削り、文化財課に改めるものでございます。

新たに加える別表第3は補助執行事務事項に関する決裁区分で、元々補助執行であった幼稚園関係と、このたび新たに補助執行させるスポーツ及び文化振興に関する区分を加えるものでございます。

附則でございますが、令和2年4月1日から施行したいとするものでございます。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

教育長	提案理由の説明は終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。
平岡委員	確認です。補助執行に関する規則の新旧対照表ですが、事務局組織規則で削った部分をそこに移行しているという説明でした。文言も全く同じですか。文化会館に関するところがないようですが。
教育庶務課長	文化会館に関するところは、元々市長部局にあるべきでした。また、その他生涯ス

	ポーツに関することをスポーツに関することなどを変更されています。
平岡委員	全国高等学校総合体育大会に関することも無いようです。
スポーツ課長	全国高等学校総合体育大会、いわゆるインターハイですが、平成30年度に総合体育館において少林寺拳法が実施されました。当時、規則に事務分掌を追加しましたが、これは何十年に一度の単発のことですので、スポーツに関することという大きな枠でみることにし、省略しました。
平岡委員	西尾城跡の整備に関することは新たにできたということによいですか。
文化振興課主幹	以前はありませんでしたが、今後整備するにあたって付け加えました。
平岡委員	規則改正についてはわかりました。 いずれも4月1日施行の予定ですが、スポーツ協会など各種スポーツ団体に対して移行にあたっての準備や調整は順調に進んでいますか。
スポーツ課長	スポーツ協会の役員には教育委員会から交流共創部にかかわることを話してあります。事務的に大きく変わることはないので、他の団体にもこれから順次説明していくことになります。
平岡委員	民間団体の方達が戸惑わないようにお願いいたします。
教育長	他に質疑もないようでありますから、これをもって質疑を終わります。 これより議案第3号を採決します。 本案は、原案どおり可決することに、ご異議はありませんか。よろしい方は、挙手をお願いします。 (挙手 全員) ご異議なしと認め本案は、原案どおり可決いたします。
教育長	続きまして、議案第4号を採決します。 本案は、原案どおり可決することに、ご異議はありませんか。よろしい方は、挙手をお願いします。 (挙手 全員) ご異議なしと認め本案は、原案どおり可決いたします。
教育長	続きまして、議案第5号を採決します。 本案は、原案どおり可決することに、ご異議はありませんか。よろしい方は、挙手をお願いします。 (挙手 全員) ご異議なしと認め本案は、原案どおり可決いたします。
教育長	続きまして、議案第6号を採決します。 本案は、原案どおり可決することに、ご異議はありませんか。よろしい方は、挙手をお願いします。 (挙手 全員) ご異議なしと認め本案は、原案どおり可決いたします。
教育長	引き続きまして、「議案第7号 西尾市学校給食運営協議会規則の制定について」、「議案第8号 西尾市教育支援委員会規則の制定について」、「議案第9号 西尾市生涯学習推進委員会規則の制定について」、「議案第10号 西尾市スポーツ推進計画策定委員会規則の制定について」、「議案第11号 西尾市ふれあい広場指定管理者評価委員会規則の制定について」及び「議案第12号 西尾市子ども読書推進委員会規則の制定について」は、関連がありますので、一括して提案理由の説明を

	<p>お願いします。</p>
<p>教育部長</p>	<p>ただ今議題となりました議案第7号から議案第12号について、提案理由をご説明いたします。</p> <p>資料は39ページから61ページまでとなります。</p> <p>地方自治法第138条の4第3項の規定により、普通地方公共団体は、執行機関の附属機関として、調停、審査、諮問、または調査等を行うための機関を置くことができることとされています。</p> <p>このたび、西尾市附属機関に関する条例を改正し、令和2年度から一定の要件を備えた委員会及び協議会を自治法に基づく附属機関として位置付けることとなりました。</p> <p>議案第7号から議案第12号までの委員会及び協議会は、これまで要綱で定められていたものを教育委員会の付属機関として規則を制定するもので、その組織及び運営について必要な事項を定めるものがございます。</p> <p>いずれの規則も条文では、委員会及び協議会の趣旨、所掌事務、組織構成、委員の任期、会議の開催要件や議事の決し方、会議の運営、守秘義務、庶務及び委任事項を定めています。</p> <p>附則でございますが、令和2年4月1日から施行したいとするものでございます。</p> <p>この後、それぞれの担当から補足説明をさせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。</p>
<p>教育庶務課主幹</p>	<p>議案第7号「西尾市学校給食運営協議会規則の制定について」、ご説明申し上げます。</p> <p>40ページをご覧ください。</p> <p>第1条の趣旨及び第2条の所掌事務で示しておりますとおり、本規則は、学校給食の方針、運営及び食物アレルギーなどについて調査、審議して、教育委員会に答申します学校給食運営協議会について必要な事項を定めたものでございます。</p> <p>第3条の組織は、協議会の委員としまして、学校長や栄養教諭、学識経験者、保護者、市職員、関係行政職員などで構成しております。また、食物アレルギーに関しましては、専門委員会を設置できるものとしております。</p> <p>食物アレルギーにつきましては、現在、「西尾市食物アレルギー対応委員会」を設置しておりますが、協議事項の大部分が学校給食に関するため、今回の学校給食運営協議会規則を制定するにあたり、本協議会の下部組織として組み入れるものでございます。</p> <p>また、学校給食に関しましてはこの他に「西尾市学校給食検討委員会」を設置しておりますが、同様の理由で本協議会に統合し、会議の合理化を図ってまいります。</p> <p>よって、本規則の施行に伴い、「西尾市学校給食運営協議会設置要綱」、「西尾市食物アレルギー対応委員会設置要綱」及び「西尾市学校給食検討委員会設置要綱」は廃止することといたします。</p> <p>以上、議案第7号の説明とさせていただきます。</p> <p>よろしくご審議くださいますようお願いいたします。</p>
<p>学校教育課主幹</p>	<p>議案第8号「西尾市教育支援委員会規則の制定について」ご説明いたします。</p> <p>はじめに本議案の資料の差し替えについてお詫び申し上げます。</p> <p>44ページをご覧ください。</p>

	<p>第1条の趣旨及び第2条の所掌事務で示しているとおり、本規則は、小中学校・義務教育学校の児童生徒及びその就学予定者のうち、心身の障害等により教育上特別な支援を必要とする児童等に対し、特別支援学校及び特別支援学級への就学について調査、審議して、教育委員会に答申する教育支援委員会について必要な事項を定めたものであります。</p> <p>第3条の組織では、委員会の委員として、医師及び有識者、特別支援学校の教員などで構成することが示されています。</p> <p>なお、本規則の施行に伴い「西尾市教育支援委員会設置要綱」は廃止することといたします。</p> <p>以上で議案第8号の説明とさせていただきます。</p> <p>よろしくご審議いただきますよう、お願い申し上げます。</p>
生涯学習課長	<p>議案第9号「西尾市生涯学習推進員会規則の制定について」、ご説明を申し上げます。</p> <p>資料48ページをご覧ください。</p> <p>本規則は、第1条の趣旨及び第2条の所掌事務で示しているとおり、推進員会が市民の生涯学習及び地域づくりの要請に応え、自主的な学習活動のリーダーとして効果的に活動するとともに、生涯学習事業について調査及び審議し、教育委員会に答申するため、必要な事項を定めたものでございます。</p> <p>第7条では、他の規則で規定する共通事項のほかに、専門的事項を分掌させるため、専門部会を置くことができることを規定しております。</p> <p>なお、本規則の施行に伴い、西尾市生涯学習推進員設置要綱は廃止いたします。</p> <p>以上、議案第9号の説明とさせていただきます。</p> <p>よろしくご審議くださいますよう、お願い申し上げます。</p>
スポーツ課長	<p>議案第10号 西尾市スポーツ推進計画策定委員会規則の制定について、ご説明を申し上げます。</p> <p>52ページをご覧ください。</p> <p>第2条策定委員会の所掌事務として第1号に西尾市スポーツ推進計画の策定に関すること、第2号にその他西尾市のスポーツの推進に関すること、これらの2点について審議をしていただきます。</p> <p>なお、本規則の施行に伴い、西尾市スポーツ推進計画策定委員会設置要綱は廃止いたします。</p> <p>以上、議案第10号の提案理由の説明とさせていただきます。</p> <p>引き続きまして、議案第11号 西尾市ふれあい広場指定管理者評価委員会規則の制定について、ご説明を申し上げます。</p> <p>56ページをご覧ください。</p> <p>当委員会の所掌事務として第2条第1号に西尾市ふれあい広場の管理運営状況の評価に関することとしています。管理運営状況の評価につきましては、1月に評価委員会を行っておりますので、その他議題でのちほどご報告いたします。</p> <p>要綱との変更点につきましては、第6条をご覧ください。第5項を追加し原則非公開といたしました。理由としては、公にすることにより現在の指定管理者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるためであります。</p> <p>第7条をご覧ください。評価の公正を期するために審議に加わることのできない委員の規定を追加いたしました。</p>

	<p>なお、本規則の施行に伴い、西尾市ふれあい広場指定管理者評価委員会設置要綱は廃止いたします。</p> <p>以上、議案第11号の説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。</p>
教育部次長	<p>「議案第12号 西尾市子ども読書推進委員会規則の制定について」ご説明を申し上げます。</p> <p>60ページをご覧ください。</p> <p>西尾市の子ども読書活動については、現在は第三次計画を策定し、地域、学校、図書館等の役割や具体的な取り組みを示し、推進しております。</p> <p>第2条では、「西尾市子ども読書推進委員会」の所掌事務として、計画の達成度の評価や見直し等を調査及び審議し、教育委員会に答申してまいります。</p> <p>第3条では、組織の構成員を定め、学識経験者、図書館ボランティア代表、子ども読書に関わる行政機関の職員あわせて10人以内と定めております。</p> <p>なお、本規則の施行に伴い、「西尾市子ども読書推進委員会設置要綱」は廃止することといたします。</p> <p>以上、議案第12号説明とさせていただきます。</p> <p>よろしくご審議いただきますよう、お願いいたします。</p>
教育長	<p>提案理由の説明は終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。</p>
平岡委員	<p>各委員会等の人数の件ですが、組織のところで委員を何人以内、というように同様の規定になっていますが、最低何人以上と規定する必要はありませんか。</p>
学校教育課主幹	<p>法規上、本来は定員を定めた方が良いという認識はありますが、教育支援委員会という、構成は決めてあるものの、その年その年の就学先を決める児童生徒数の状況に応じて委員の構成を変更するというように変則的な対応を可能とするため、一部の規則には定員を設けておりません。必ずしも定員の設定は義務化されていません。</p>
平岡委員	<p>定員のことを含めて質問します。任期のところで委員が欠けた場合の補欠委員の任期は前任者の残任期間とすると思いますが、定足数が欠ける場合という解釈ではなく、前任者が辞任された際の後任を選んだ場合の残存任期ということによろしいですか。</p>
学校教育課主幹	<p>そのとおりでございます。</p>
教育長	<p>他に質疑もないようでありますから、これをもって質疑を終わります。</p> <p>これより議案第7号を採決します。</p> <p>本案は、原案どおり可決することに、ご異議はありませんか。よろしい方は、挙手をお願いします。</p> <p>(挙手 全員)</p> <p>ご異議なしと認め本案は、原案どおり可決いたします。</p>
教育長	<p>続きまして、議案第8号を採決します。</p> <p>本案は、原案どおり可決することに、ご異議はありませんか。よろしい方は、挙手をお願いします。</p> <p>(挙手 全員)</p> <p>ご異議なしと認め本案は、原案どおり可決いたします。</p>
教育長	<p>続きまして、議案第9号を採決します。</p>

	<p>本案は、原案どおり可決することに、ご異議はありませんか。よろしい方は、挙手をお願いします。</p> <p>(挙手 全員)</p> <p>ご異議なしと認め本案は、原案どおり可決いたします。</p>
教育長	<p>続きまして、議案第10号を採決します。</p> <p>本案は、原案どおり可決することに、ご異議はありませんか。よろしい方は、挙手をお願いします。</p> <p>(挙手 全員)</p> <p>ご異議なしと認め本案は、原案どおり可決いたします。</p>
教育長	<p>続きまして、議案第11号を採決します。</p> <p>本案は、原案どおり可決することに、ご異議はありませんか。よろしい方は、挙手をお願いします。</p> <p>(挙手 全員)</p> <p>ご異議なしと認め本案は、原案どおり可決いたします。</p>
教育長	<p>続きまして、議案第12号を採決します。</p> <p>本案は、原案どおり可決することに、ご異議はありませんか。よろしい方は、挙手をお願いします。</p> <p>(挙手 全員)</p> <p>ご異議なしと認め本案は、原案どおり可決いたします。</p>
教育長	<p>引き続きまして、「議案第13号 西尾市社会教育指導員設置に関する規則を廃止する規則の制定について」と、「議案第14号 西尾市社会教育指導員の任用に関する取扱要綱の制定について」は、関連がありますので、一括して提案理由の説明をお願いします。</p>
生涯学習課長	<p>ただいま議題となりました議案第13号及び議案第14号につきましては関連がございますので一括して提案理由のご説明を申し上げます。</p> <p>始めに資料63ページの議案第13号をご覧ください。</p> <p>本案は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、社会教育指導員が特別職の非常勤職員から会計年度任用職員に移行することから、現在の設置に関する規則の代わりに、他の会計年度任用職員と同様に任用するために必要な事項を要綱として制定することから廃止するものであります。</p> <p>次に、議案第14号についてご説明申し上げます。65ページをご覧ください。本案は規則を廃止し、社会教育指導員を会計年度任用職員として任用することに伴い、新たに要綱を制定するものであります。</p> <p>66ページをご覧ください。</p> <p>第1条の目的及び第2条の職務は廃止する規則と同様の規定とし、第3条の任用において、指導員が会計年度任用職員である旨を規定し、併せて任用条件を規定しています。</p> <p>第4条の勤務条件では、勤務地、勤務時間、休暇について定めております。</p> <p>そして、第5条の給与の規定において、給与額の根拠を規定しております。</p> <p>第6条の委任では、この要綱に定めるもののほか、必要な事項は教育委員会が定めることを規定しております。</p> <p>最後に、附則でございますが、この要綱を令和2年4月1日から施行するもので</p>

	<p>ございます。</p> <p>以上、提案理由の説明とさせていただきます。</p> <p>よろしくご審議くださいますよう、お願い申し上げます。</p>
教育長	提案理由の説明は終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。
教育長	<p>特に質疑もないようでありますから、これをもって質疑を終わります。</p> <p>これより議案第13号を採決します。</p> <p>本案は、原案どおり可決することに、ご異議はありませんか。よろしい方は、挙手をお願いします。</p> <p>(挙手 全員)</p> <p>ご異議なしと認め本案は、原案どおり可決いたします。</p>
教育長	<p>続きまして、議案第14号を採決します。</p> <p>本案は、原案どおり可決することに、ご異議はありませんか。よろしい方は、挙手をお願いします。</p> <p>(挙手 全員)</p> <p>ご異議なしと認め本案は、原案どおり可決いたします。</p>
教育長	引き続きまして、「議案第15号 西尾市体育施設の管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について」、提案理由の説明をお願いします。
スポーツ課長	<p>ただいま、議題となりました議案第15号 西尾市体育施設の管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について、提案理由のご説明を申し上げます。</p> <p>67ページをご覧ください。</p> <p>令和2年度から西尾市ふれあい広場のプールを利用した小学校2校の水泳授業の実施が予定されております。水泳授業は、夏休み期間を除く6月から10月までの午前中を予定しており、一般の方のプールの利用時間を変更する必要が生じたための改正でございます。</p> <p>68ページは改正文、69ページは新旧対照表となっております。</p> <p>改正の内容は、7月1日から8月31日までの間、利用時間を午前10時からとしておりましたが、7月1日を7月21日に改正をし、午前10時から利用できる期間を7月21日から8月31日までといたしました。</p> <p>以上、議案第15号の提案理由の説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。</p>
教育長	提案理由の説明は終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。
高須委員	学校の水泳授業の影響で変更する必要が生じたと思いますが、運営する側にとって、この変更により不都合や支障が出るようなことはないでしょうか。
スポーツ課長	指定管理者が午前中に水泳教室など自主事業を行っており、春秋冬にその一部ができなくなりますが、学校の水泳授業を優先するというご理解をいただいています。
教育長	<p>他に質疑もないようでありますから、これをもって質疑を終わります。</p> <p>これより議案第15号を採決します。</p> <p>本案は、原案どおり可決することに、ご異議はありませんか。よろしい方は、挙手をお願いします。</p> <p>(挙手 全員)</p>

	<p>ご異議なしと認め本案は、原案どおり可決いたします。</p>
教育長	<p>引き続きまして、「議案第16号 西尾市適応指導教室設置要綱の制定について」、提案理由の説明をお願いします。</p>
学校教育課主幹	<p>議案第16号「西尾市適応指導教室設置要綱の制定について」ご説明いたします。 資料71ページをご覧ください。</p> <p>議案の提案理由は、不登校児童生徒の学校生活への復帰のための指導及び支援をするとともに、社会的自立を図る適応指導教室（あゆみ学級）に関する事項を定めるためであります。</p> <p>資料72ページをご覧ください。</p> <p>要綱第1条の設置では、適応指導教室の設置目的を定めております。</p> <p>第2条の名称及び位置では、適応指導教室あゆみ学級にしおといっしきの名称と位置を示しております。</p> <p>第3条の職員では、適応指導教室には指導員とスクールカウンセラーを配置でき、総括者として主任指導員を指名できることを定めています。</p> <p>第4条の職員の業務では、指導員の主な業務について示しております。</p> <p>第5条は、2つの教室の開室時間と休日を定めております。</p> <p>資料73ページをご覧ください。</p> <p>第6条の通室対象者及び通室方法、第7条の通室申請、第8条の通室許可では、通室するための手続きについて、定めております。</p> <p>第9条の通室期間は、不登校児童生徒一人一人の状況に応じた期間を、教育委員会が適応指導教室と在籍校の校長が協議して定めるとしてあります。</p> <p>第10条の退室は、適応指導教室の退室に関する手続きなどについて定めております。</p> <p>資料74ページをご覧ください。</p> <p>第11条の状況報告では、通室児童生徒の状況等について、在籍校などへの報告方法と、教育委員会が聞き取りできることを定めています。</p> <p>附則としてこの要綱は令和2年4月1日から施行する、としています。</p> <p>資料75ページから78ページまでは、要綱で定めた各種様式になります。</p> <p>以上、議案第16号の説明とさせていただきます。</p> <p>よろしくご審議いただきますよう、お願い申し上げます。</p>
教育長	<p>提案理由の説明は終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。</p>
尾崎委員	<p>現在あゆみ学級には何人通っていますか。また、にしおといっしきでは開室時間が違い、いっしきの方は終わりが1時間早いようですが、その理由を教えてください。</p>
学校教育課主幹	<p>あゆみ学級への通室児童数は、にしおで30人程度、いっしきで10人程度と聞いております。開室時間の違いにつきましては、スタッフの関係上、いっしきは2人の配置、にしおは5人の配置でありますので、時間を変更しております。</p>
平岡委員	<p>現在も運用されている制度と承知しておりますが、どちらの歩み学級に通室するというのは、旧3町はいっしきというように決まっているのか、希望によるのかどちらでしょうか。</p>
学校教育課主幹	<p>特段の定めはございません。通室する保護者、児童生徒の意向で学校と協議して決めています。</p>

教育長	<p>他に質疑もないようでありますから、これをもって質疑を終わります。</p> <p>これより議案第16号を採決します。</p> <p>本案は、原案どおり可決することに、ご異議はありませんか。よろしい方は、挙手をお願いします。</p> <p>(挙手 全員)</p> <p>ご異議なしと認め本案は、原案どおり可決いたします。</p>
教育長	<p>引き続きまして、「議案第17号 西尾市日本語初期指導教室設置要綱の制定について」、提案理由の説明をお願いします。</p>
学校教育課主幹	<p>議案第17号「西尾市日本語初期指導教室設置要綱の制定について」ご説明いたします。</p> <p>資料79ページをご覧ください。</p> <p>議案の提案理由は、日本語教育及び日本の学校生活についての初期指導等を行う日本語初期指導教室に関する事項を定めるためであります。</p> <p>資料80ページをご覧ください。</p> <p>要綱第1条の設置では、日本語指導及び日本の学校生活の適応についての初期指導が必要な児童生徒に対するプレクラスとして、日本語初期指導教室を設置することを定めております。</p> <p>第2条の名称及び設置場所では、教室の名称を「日本語初期指導教室カラフル」とし、鶴城小学校内に設置することを定めております。</p> <p>第3条の職員では、日本語初期指導教室に室長と日本語教育指導支援員を配置できることを定めています。</p> <p>第4条の職員の業務では、第1項で室長の業務を、第2項で支援員の業務を掲げています。</p> <p>資料81ページをご覧ください。</p> <p>第5条は、教室の開室時間と休室日を定めております。</p> <p>第6条の通室対象者及び通室方法、第7条の通室申請、第8条の通室許可では、通室するための手続きについて、定めております。</p> <p>第9条の通室期間では、原則として3か月間としています。</p> <p>資料82ページをご覧ください。</p> <p>第10条の退室は、日本語初期指導教室の退室に関する手続きなどについて定めております。</p> <p>第11条の状況報告では、通室児童生徒の状況等について、在籍校などへの報告方法と、教育委員会が聞き取りできることを定めています。</p> <p>附則としてこの要綱は令和2年4月1日から施行する、としています。</p> <p>資料83ページから86ページまでは、要綱で定めた各種様式になります。</p> <p>以上、議案第17号の説明とさせていただきます。</p> <p>よろしくご審議いただきますよう、お願い申し上げます。</p>
教育長	<p>提案理由の説明は終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。</p>
武内委員	<p>日本語初期指導の入退室の申請用紙ですが、日本語がわからない方が記入することが多いと思われます。外国語版もあるのですか。</p>
学校教育課主幹	<p>申請協議書等は学校長名で提出するもので、保護者が記入するものはこちらの様式にはございません。</p>

	資料の85ページの通室証明書を子供達に発行しますが、こちらにはルビを振っています。
高須委員	通室期間は原則として3か月間とありますが、夏休みがある場合、夏休みも含めて3か月間ですか。
学校教育課主幹	基本的には学期制で3か月としていますが、6月や7月に来日する児童生徒もいますので、その場合は夏休みを除いて3か月としています。
平岡委員	第6条に通室対象者が日本語及び学校生活に関する初期指導が必要と認められる児童生徒とあります。義務教育の対象となっている児童生徒以外であるのか、混在しているのか、どちらでしょうか。
学校教育課主幹	ご存じのとおり、日本国籍を有しない児童生徒については義務教育の対象から外れております。特に明文化していませんが、一般的には外国籍のお子様を対象とする想定をしております。日本国籍の子は想定しておりません。
平岡委員	西尾市の人口17万人のうち1万人が外国の方です。義務教育の対象ではないですが、こういった初期指導教室の運営費に対し国からの補助金があるのか、西尾市がすべて負担しているのかを教えてください。
学校教育課主幹	先ほどの答弁を訂正いたします。日本国籍の子も通室できます。父母のいずれかが日本人であれば日本国籍があるのですが、外国から入国された方は外国籍ですので、両方の方が存在します。 運営費については、これまでは市で対応していましたが、文部科学省に補助のメニューがありますので、来年度からは一部補助を受けて運営をしていく予定をしております。
尾崎委員	第4条の(10)に多文化ルームKIBOUとの連携調整とありますが、多文化ルームKIBOUについて詳しく教えてください。
学校教育課主幹	多文化ルームKIBOUはアクティ西尾の3階に教室があります。10年ほど前に西尾市が外国籍不就学児童の支援事業を始めました。主に学校に通っていない外国にルーツのある子の支援で、今回初めて文部科学省が調査し、全国で2万人の不就学児童が判明しました。西尾市は10年前から取り組みをしており、調査をして学校に通っていない子の指導をします。不就学児童はまずKIBOUに通い、その後カラフルに通い、最終的には在籍する学校に就学するというステップを体制として整えています。 その一端をKIBOUは担っており、不就学の子供達の就学支援特例スクールとって、小学校1年生にあがる日本語に弱い子供達に支援を行っているのもKIBOUです。
教育長	他に質疑もないようでありますから、これをもって質疑を終わります。 これより議案第17号を採決します。 本案は、原案どおり可決することに、ご異議はありませんか。よろしい方は、挙手をお願いします。 (挙手 全員) ご異議なしと認め本案は、原案どおり可決いたします。
教育長	引き続きまして、「議案第18号 西尾市立学校経営交付金事務取扱要綱の制定について」、提案理由の説明をお願いします。
学校教育課主幹	議案第18号「西尾市立学校経営交付金事務取扱要綱の制定について」ご説明い

	<p>たします。</p> <p>資料 87 ページをご覧ください。</p> <p>議案の提案理由は、西尾市立小中学校及び義務教育学校の学校経営で必要な諸活動に対する費用として、これまで細分化していた委託料や補助金を一つにまとめて学校に交付する学校経営交付金に関する必要事項を定めるためであります。</p> <p>資料 88 ページをご覧ください。</p> <p>要綱第 1 条の趣旨は、提案理由と同様の内容であります。</p> <p>第 2 条の交付金の対象として、90 ページの別表のとおり 11 の経費区分と経費の用途について定めております。</p> <p>第 3 条の交付金の請求では、学校から市への請求事務手続きを示し、第 4 条の交付金の支出では、市が交付金を前払いすることや交付金の追加請求に関する手続きを定めています。</p> <p>第 5 条の交付金の流用では、予備費を除いた交付金総額の 2 割までは校長の裁量により流用できるとし、2 割を超える流用が必要な場合でも市が承認すれば流用できる規定を設けています。</p> <p>89 ページの第 6 条の交付金の管理では、校長を經理の最高責任者として、帳簿等の整理保存と説明責任を義務付け、第 7 条の交付金の監査では、教育委員会の年 1 回の監査義務を規定しております。</p> <p>第 8 条の交付金の決算報告では、市への提出書類と期限を定め、第 9 条は交付金の返還規定、第 10 条は委任規定であります。</p> <p>附則としてこの要綱は令和 2 年 4 月 1 日から施行する、としています。</p> <p>資料 91 ページから 95 ページまでは、要綱で定めた各種様式になります。</p> <p>以上、議案第 18 号の説明とさせていただきます。</p> <p>よろしくご審議いただきますよう、お願い申し上げます。</p>
教育長	提案理由の説明は終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。
高須委員	第 8 条の交付金の決算報告についてお聞きします。翌年度の 4 月末日までとありますが、対象の学校の校長が退職や他の学校に異動した場合はどのようにされますか。
学校教育課主幹	資料の 90 ページにあるとおり、資金用途がかなりあり、それぞれの担当の先生が会計や經理を行っております。3 月末まで用途がある場合のために 4 月末日までとありますが、実質的には年度内に決算報告ができると思いますので、異動については問題ないと考えています。
教育長	他に質疑もないようでありますから、これをもって質疑を終わります。 これより議案第 18 号を採決します。 本案は、原案どおり可決することに、ご異議はありませんか。よろしい方は、挙手をお願いします。 (挙手 全員) ご異議なしと認め本案は、原案どおり可決いたします。
教育長	日程 4 を終わります。 日程 5、その他を議題とします。 (1) 令和 2 年度の主要な教育施策について説明をお願いします。
教育部長	ただ今、議題となりました、その他議題 (1) 令和 2 年度西尾市教育委員会の主

	<p>要な施策について、提案理由をご説明申し上げます。</p> <p>97ページをご覧ください。</p> <p>例年、2月定例会において「西尾市教育行政方針」として、議案審議をお諮りしていましたが、「西尾市教育振興基本計画」が本年度で終了するため、令和2年度から「教育大綱」に基づき教育行政を推進していくこととなります。</p> <p>「教育大綱」につきましては、3月11日に開催されます総合教育会議において策定される予定でありますので、今回は、令和2年度の主要な教育施策をご報告させていただきます。</p> <p>それでは、概要について、簡単に触れさせていただきます。</p> <p>資料97ページから99ページまでは、学校教育、生涯学習、歴史文化、スポーツ及び青少年健全育成の各分野の基本的な方針をまとめてございます。</p> <p>100ページ以降は令和2年度の主な事業を具体的に記しております。</p> <p>この後、各課から順にご説明をさせていただきますので、よろしく願いいたします。</p>
<p>学校教育課主幹</p>	<p>学校教育課関係分について、ご説明いたします。</p> <p>資料97ページの上段、学校教育の施策方針をご覧ください。</p> <p>学校教育につきましては、子供たちが自分で考え行動できる「生きる力」を身につけるため、子供一人一人の教育的ニーズを踏まえた教育活動を展開し、一人一人の個性を伸ばしていく「きめ細やかな教育」の実現を目指した取り組みを展開してまいります。</p> <p>資料100ページをご覧ください。</p> <p>主な事業としましては、「きめ細やかな教育の推進事業」として、特別支援教育・外国人児童生徒教育・生徒指導に重点を置いた多様・多彩な人材を学校現場等に配置してまいります。</p> <p>「小学校水泳指導支援委託事業」では、民間の温水プールを利用した矢田小に加えて、新年度からは花ノ木小学校と横須賀小学校が公営の温水プール、ホワイトウェイブ21を利用した水泳授業を開始していく予定です。</p> <p>「外国人児童生徒教育支援事業」としては、昨年11月にアクティにしおに移転した多文化ルームKIBOU（きぼう）と、新設する日本語初期指導教室カラフルと学校現場が連携して、外国にルーツを持つ子供たちの就学・進学支援を展開してまいります。また、外国にルーツを持つ子供たちが多文化な出自に誇りを持ち、自己肯定感を向上させるため、佐久島で大学生主体による1泊2日の「マルチ・カルチャー・キャンプ」を新たに実施する予定です。</p> <p>以上、学校教育課関係分についての説明とさせていただきます。</p>
<p>教育庶務課長</p>	<p>続きまして、教育庶務課関係分について、ご説明申し上げます。</p> <p>教育庶務課におきましては、児童生徒が学ぶ意欲を高め、心豊かな学校生活を送ることができるよう教育環境の整備を進めてまいります。</p> <p>資料101ページをご覧ください。</p> <p>主な事業といたしまして、特別支援学校・学校給食センター用地造成事業につきましては、建設予定地の造成工事等を引き続き行ってまいります。</p> <p>学校施設につきましては、老朽化の著しい花ノ木小学校プールの解体や西尾小学校の屋上防水の改修、受変電設備の改修や鶴城中学校のグラウンド改修などを行ってまいります。</p>

	<p>102ページをご覧ください。</p> <p>学校施設長寿命化計画策定事業は、本年度の調査を踏まえ、具体的な長寿命化計画の策定を行います。</p> <p>また、喫緊の課題である矢田小学校児童数増加対策として、職員室及び給食室の増築工事を行います。</p> <p>以上、教育庶務課の庶務関係及び学校施設・特別支援学校関係分についての説明とさせていただきます。</p>
教育庶務課主幹	<p>続きまして、教育庶務課の学校給食関係分についてご説明します。</p> <p>資料97ページをご覧ください。</p> <p>学校給食につきましては、地産地消、安全安心でおいしい給食を提供するとともに、食育を推進してまいります。また、老朽化が進んでおります一色学校給食センターの建て替えに伴う新学校給食センターの建築工事等に着手してまいります。</p> <p>資料103ページをご覧ください。</p> <p>学校給食関係分につきましては、学校給食備品整備事業、学校給食センター建設事業、公共施設再配置第1次プロジェクト事業があります。中でも学校給食センター建設事業はいよいよ来年度から建設工事に着手してまいります。</p> <p>以上、教育庶務課の学校給食関係分についての説明とさせていただきます。</p>
生涯学習課長	<p>続きまして、生涯学習課関係分についてご説明いたします。</p> <p>生涯学習課関係分は「生涯学習」と「青少年健全育成」の2つの分野となります。まず、「生涯学習」についてであります。生涯学習を推進するため、活動拠点となる施設の適切な整備を行い、市民の学習機会の充実などに努めてまいります。</p> <p>資料103ページをご覧ください。</p> <p>それでは、「生涯学習」関係の資料の中から、主な事業を説明いたします。</p> <p>まず、「公民館・ふれあいセンター講座開催事業」では、各施設で市民のニーズや地域の特色を生かした生涯学習講座を開催し、幅広い年代の方々の学ぶ機会を提供することで生涯学習を推進してまいります。</p> <p>「西野町ふれあいセンター管理運営事業」ですが、同施設につきましては令和2年度から新たに指定管理者制度を導入し、米津・福地・八ツ面ふれあいセンターと同様に地域に根ざした管理運営を行ってまいります。</p> <p>「一色町公民館設備更新事業」は、公民館機能だけでなく、支所機能や避難所にも指定されている一色町公民館の老朽化した受電設備などを更新し、市民の安心、安全と市民サービスの確保を図ってまいります。</p> <p>最後に「吉良町公民館管理運営事業」であります。吉良町公民館の代替施設となる「きら市民交流センター（仮称）支所棟」の開館が遅れることに伴い、引き続き1年間分の施設の管理・運営に係る予算を計上するものです。</p> <p>続きまして「青少年健全育成」について主な事業をご説明しますので、107ページの「青少年健全育成」欄をご覧ください。</p> <p>本事業では、次世代を担う青少年が健全に育つように、家庭、地域、学校と連携して事業を推進してまいります。</p> <p>「家庭教育講座開催事業」では親子でともに学習する機会を提供し、「放課後子ども教室推進事業」では寺子屋にしおを市内各所に開設し、放課後の子どもたちの学習や交流の機会を提供します。また、「家庭教育学級推進事業」では、各校区のおやじの会の活動を支援するなど、家庭教育を推進していきます。</p>

	<p>108ページをご覧ください。</p> <p>「青少年健全育成事業」では、青少年健全育成市民大会の開催や、少年補導委員による街頭補導活動により、地域ぐるみで非行防止に努め、青少年の健全育成を推進してまいります。</p> <p>最後に「成人式実施事業」ですが、来年度も新成人を祝う集いを1月に開催し、式典とアトラクションを実施する予定でございます。</p> <p>以上、生涯学習課関係についての説明とさせていただきます。</p>
<p>教育部次長</p>	<p>続きまして、図書館関係分について、説明させていただきます。</p> <p>図書館は、図書や視聴覚資料などを収集、保存、提供することで、市民の誰もが読書に親しみを持ち、知識や情報を暮らしに生かすことを目指してまいります。</p> <p>また、高齢者や障害のある方、離島や遠距離地域の方などへのサービスの充実を図ってまいります。</p> <p>104ページをご覧ください。</p> <p>主な事業といたしましては、「読書通帳導入事業」として、読書通帳を民間事業者と連携導入し、子どもの読書活動の推進と、図書館利用の活性化を図ってまいります。</p> <p>「図書館施設整備事業」として、利用者が、安全かつ快適に利用できるよう、本館の階段手摺設置工事や屋上防水改修工事のほか、施設の老朽化に伴う補修工事を行ってまいります。</p> <p>「図書購入事業」として、図書1万9千558冊、視聴覚資料255点、雑誌約311種、新聞21種、データベース5種を購入し、市民の方々に利用していただくこととしております。</p> <p>「図書館利用促進事業」では、読み聞かせなどの読書推進講座や、ブックスタート事業、ボランティアの養成を実施するとともに、図書館まつり、にしお本まつりなどのイベントを開催してまいります。</p> <p>以上、簡単ではありますが、図書館関係分の説明とさせていただきます。</p>
<p>教育部次長</p>	<p>文化振興課関係分について、説明させていただきます。</p> <p>歴史文化の分野では、市民が文化芸術や歴史文化に親しむための文化公演等の開催、文化財の保護と活用、新たな誘客に向けた施設整備や保存活用計画の策定などを進めてまいります。</p> <p>それでは、主な事業についてご説明します。</p> <p>資料104ページをご覧ください。</p> <p>文化公演等開催事業では、音楽や演劇などの事業を実施し、市民に芸術文化に触れあう機会を提供してまいります。</p> <p>105ページをご覧ください。</p> <p>文化財保護管理事業では、指定文化財の保護管理を行うとともに、西尾城跡保存活用計画や登録文化財である西尾市岩瀬文庫書庫・西尾市立図書館おもちゃ館の保存活用計画を策定してまいります。</p> <p>文化財調査事業では、発掘調査のほかに旧糟谷邸を保存活用するための建築調査を行ってまいります。</p> <p>市史編さん事業では、8つの専門部会で調査等の業務を進め、「新編西尾市史」を編さんしてまいります。なお、5月頃に「資料編2 古代・中世」の刊行を予定しております。</p>

	<p>文化財保存活用地域計画策定事業では、市内にある文化財を総合的に保存・活用するとともに、文化財を活用したまちづくりや観光客誘客に向け、計画を策定してまいります。</p> <p>資料館、塩田体験館、旧糟谷邸、尾崎士郎記念館の管理事業では、施設の管理運営の他に施設の特徴を活かした事業を実施してまいります。</p> <p>歴史公園整備事業では、二之丸丑寅櫓と土堀の建設工事を6月完成に向け進めてまいります。</p> <p>106ページをご覧ください。</p> <p>岩瀬文庫管理運営事業では、岩瀬文庫で所蔵する資料の調査、保存を行うとともに、魅力的かつ充実した企画展示及び施設の維持管理を行ってまいります。</p> <p>なお、これらの事業の中で、文化公演等開催事業、西尾市美術展等開催事業、歴史公園管理事業、歴史公園整備事業は、補助執行業務でございます。</p> <p>以上で、文化振興課関係分についての説明とさせていただきます。</p>
スポーツ課長	<p>続きまして、スポーツ課関係分について、説明させていただきます。</p> <p>スポーツ課では、スポーツの振興としてニーズに合ったスポーツ教室の実施や総合型地域スポーツクラブ及び西尾市スポーツ協会の自立に向けた支援を、施設におきましては、長寿命化を図りながらスポーツ人口の推移にあった計画的な整備に努めております。</p> <p>主な事業を説明いたしますので、106ページをご覧ください。</p> <p>「スポーツ教室開催事業」では、春、秋、冬合計で37講座を開催する予定です。屋外スポーツは、スポーツ協会に委託して10講座を実施してまいります。</p> <p>「フルマラソン開催準備事業」では、令和3年度開催予定のフルマラソン大会の準備を実施してまいります。令和2年度は、運営主体となる実行委員会を立ち上げるとともに、コースを決定しボランティアや警備計画等、計画書の作成を予定しています。</p> <p>107ページをご覧ください。</p> <p>「体育施設管理事業」は、総合体育館などの施設を維持管理し、「体育施設整備事業」は、総合体育館の耐震化を図るため外壁改修工事及び駿馬瀬戸地区体育施設の整備を含め、屋内外の体育施設の改修工事を実施してまいります。</p> <p>以上、スポーツ課関係分についての説明とさせていただきます。</p>
教育部長	<p>以上で、その他議題（1）令和2年度の主要な教育施策についての説明とさせていただきます。</p>
教育長	<p>ただいまの説明で質問、意見はありませんか。</p>
平岡委員	<p>スポーツ課分106ページ各種団体等補助事業、生涯学習課分107ページ社会教育団体補助事業について、補助金検討委員会で廃止や縮減という意見があることを新聞等で見ました。まだ対応について明確になっていないので、令和2年度については従来通りの水準でよろしかったでしょうか。</p>
生涯学習課長	<p>生涯学習課関係分について、補助金に関して見直しというご意見をいただいておりますが、令和2年度につきましては、現行の水準で交付し、再来年度以降の見直しについて検討していくことになっています。</p>
スポーツ課長	<p>スポーツ課関係分について、補助金の令和2年度における見直しにつきましては、吉良地区の学校運動会が補助金検討委員会で廃止検討とされ、その結果を受け</p>

	<p>令和2年度から補助金を減額して交付する予定としております。</p> <p>幡豆運動会も同様でございます。</p>
教育部次長	<p>文化振興関係では、文化協会の補助金があります。こちら補助金検討委員会にて廃止という意見が出されています。スポーツ課が運動会等の補助金を廃止という意向を受けて補助金のカットを打ち出していますので、文化協会の補助金につきましても令和2年度におきましては、補助金のカットを検討しているところです。</p>
平岡委員	<p>減額される予定の団体は、そのことを把握しているということによろしいですか。</p>
スポーツ課長	<p>主に実行委員会に話してあります。</p>
教育部次長	<p>文化協会につきましても正副会長、事務局長にはその旨説明してあります。</p>
高須委員	<p>108ページふるさとワクワク体験塾開催事業とあります。どのような事業なのか、事業内容の説明をお願いします。</p>
生涯学習課長	<p>ふるさとワクワク体験塾は実行委員に委託して、小学校4年生から6年生の児童を対象に、年間8回程度、子供達が自立し成長できるような事業を行っています。</p> <p>平成30年度の実施した事業内容は、キャンプやカレー作りコンテスト、塩田体験、佐久島でのウォークラリー、こどもの国のマップ作りなどを行いました。</p>
武内委員	<p>部局の再編で交流共創部ができますが、歴史文化・スポーツ、西尾城跡や城下町の歴史資源を活かした街づくりや誘客、マラソン、女子バレーのVリーグ、大相撲など、交流共創部の事業となるとと思いますが、補助執行という意味でここに記載されているということですか。</p>
教育部次長	<p>はい、補助執行という意味で記載しています。</p>
平岡委員	<p>前回会議で話が出たGIGAスクール関係の費用はここにはないということですか。</p>
教育庶務課長	<p>ここには載せてございません。102ページにコンピュータ教室更新事業がありますが、これは今年度更新した学校以外の小学校6校と中学校10校の更新を行うものであり、いま話題になっているGIGAスクール構想については、いま検討しているところでございます。</p>
武内委員	<p>関連で質問します。ひかり電話切替事業というものがありますが、それとは工事が別ということによろしいですか。</p>
教育庶務課長	<p>そのとおりです。</p>
教育長	<p>他に質問がないようですので、続きまして(2)給食調理業務等の民間委託の検討について説明をお願いします。</p>
教育庶務課主幹	<p>ただいま議題となりました「給食調理業務等の民間委託の検討について」、ご説明申し上げます。</p> <p>資料109ページ、その他議題(2)資料をご覧ください。</p> <p>現在の学校給食調理業務の運営形態は、自校調理校では7校が直営、14校が民間委託、給食センターでは2センターが直営、1センターが民間委託となっております。</p> <p>このうち、直営施設における正規調理員が行革方針である退職不補充により減少する中で、一定の人員配置を維持するため、民間委託を検討しているところでございます。</p> <p>その1点目としまして、「新学校給食センターにおける民間委託」につきまして</p>

	<p>は、令和3年9月の稼働に向けて、調理業務、配送業務及び配膳業務の民間委託を検討しているものでございます。民間委託により正規調理員の直営施設での人員確保につながるものと考えております。</p> <p>なお、「配膳業務」とは、学校内での配送業務を意味し、具体的には、給食用の牛乳やご飯、副食などが給食センターから学校に配送された後、これらをクラスごとに仕分けし、教室まで運搬する他、食べ終わった後の食器類を回収、返却するなどの業務のことです。</p> <p>配膳業務という言葉が、一般的な意味と異なり、わかりにくいいため、今後は例えば校内配送業務というような言葉に変えて対応してまいります。</p> <p>2つ目としまして、自校調理校における民間委託につきましては、新学校給食センターが稼働するまでの間、必要な人員を確保するために、令和2年度中に新たに1校の民間委託を検討しているものでございます。</p> <p>以上、その他議題(2)の説明とさせていただきます。</p>
教育長	<p>ただいまの説明で質問、意見はありませんか。</p>
教育長	<p>特に質問がないようですので、続きまして(3)令和元年度前期西尾市ふれあい広場指定管理者管理運営状況評価調書について説明をお願いします。</p>
スポーツ課長	<p>ただいま議題となりました、「その他議題3 令和元年度 前期 西尾市ふれあい広場指定管理者管理運営状況評価調書について」ご説明申し上げます。</p> <p>西尾市ふれあい広場は、平成29年4月1日から5年間、指定管理者により管理運営されています。</p> <p>管理運営につきましては、西尾市ふれあい広場指定管理者評価委員会において評価することとしており、令和2年1月22日水曜日に評価委員会を開催し、平成31年4月から令和元年9月までの前期分の中間評価を実施いたしましたので、その結果をご報告いたします。</p> <p>その他議題3資料の111ページをご覧ください。</p> <p>[施設名]は「西尾市ふれあい広場」、[指定管理者]は「豊和、辻村グループ」であります。</p> <p>[指定期間]は、平成29年4月1日から令和4年3月31日までの5年間で、[指定管理料]は、令和元年度分といたしまして、1億1千400万8千円となっております。</p> <p>[主な業務内容]は、「(1)施設の利用許可に関すること」を始め、13項目となっております。</p> <p>次に[利用者数]と[利用料金収入]ですが、月単位で、指定管理者制度導入前の平成23年度及び今年度を含めた過去5年分の数値を表示しております。</p> <p>[利用者数]につきましては、令和元年度前期分の合計は26万3千335人で、前年度対比では、3万2千73人の増加となりました。</p> <p>[利用料金収入]につきましては、令和元年度前期分の合計は7千80万8千円で、前年度対比では、937万1千円の増加となりました。</p> <p>利用者数及び利用料金収入の増加理由につきましては、安城市及び幸田町の類似施設が改修による休館であったため、それらの施設を利用されている方が、新規にふれあい広場に来館されたこと及び暴風警報発令による営業日の臨時休館が1日ありました以外は、順調に施設を運営することができたことが主な要因でありま</p>

	<p>す。</p> <p>次に、112ページをご覧ください。</p> <p>収支状況であります。収入額は、1億3千37万5千37円、支出額は、1億1千39万4千199円で、収支といたしましては、1千998万838円の収益でありました。</p> <p>次に、[利用者意見の把握方法]であります。職員による声かけと、受付に設置してありますアンケート用紙に記入していただく方法をとっております。</p> <p>[利用者からの苦情・要望・対応状況]であります。施設設備についての、1件の要望が見受けられました。</p> <p>これらの要望につきましても、状況を見ながら適切な対応を指導してまいります。</p> <p>次に、下の欄、管理運営状況の総合評価でございますが、左の欄のスポーツ課の評価といたしましては、「指定管理者として適正に施設管理がなされている。また利用者の満足度は高い水準を維持しつつ、利用者数が過去最高であり優れた実績をあげている。」として評価は「S」であります。</p> <p>右の欄の評価委員会の評価は、「指定管理者として各項目の内容に対して、水準を上回る対応をしている。また、利用者の増加に適切に対応しており、安全面への配慮も機能していることが伺われる。」として、評価は同じく「S」であります。</p> <p>以上、その他議題3の説明とさせていただきます。</p>
教育長	ただいまの説明で質問、意見はありませんか。
教育長	特に質問がないようですので、日程5を終わります。
教育長	教育委員会名義使用として14件提出されています。 ご確認をお願いいたします。
教育長	この他、何か連絡事項はありますか。
教育長	以上で本日の日程は、すべて終了いたしました。
教育長	次回は令和2年3月11日水曜日午前10時から、市役所41会議室で予定されています。 ご都合は、いかがでしょうか。
教育長	ありがとうございました。 これをもちまして西尾市教育委員会2月定例会を閉会いたします。 ありがとうございました。